

厚生科学研究
障害保健福祉総合研究事業

専門職及び関連職種の養成研修
のあり方に関する研究

平成10年度研究報告書

平成11年3月

主任研究者 柴田貞雄

専門職及び関連職種の養成研修
のあり方に関する研究

専門職及び関連職種の養成研修のあり方に関する研究

目 次

総括研究報告	-----	1
第1部 都道府県・指定都市、関係機関・団体での障害者の保健福祉に おける専門職員及び関連職員の養成実施状況	-----	4
第2部 身体障害者の地域生活支援と地域リハビリテーション推進のため の専門職員の養成研修	-----	48
第3部 身体障害者各種関係施設における専門職員の配置と養成研修	-----	84
第4部 知的障害者に係わる専門職員の養成研修	-----	124
第5部 精神障害者に係わる専門職員の養成研修	-----	160

専門職及び関連職種の養成研修のあり方に関する研究

総括研究報告

主任研究者 柴田貞雄（国立身体障害者リハビリテーションセンター病院長）

はじめに

身体障害、知的障害、精神障害の3障害に対応するリハビリテーションサービスの提供や、自立と社会参加を支援するために必要とされる専門職及び関連職種を明らかにするために、地方自治体による養成研修の実施状況に関するアンケート調査、各種職能団体、各種養成研修施設からの関係資料の収集、ヒアリング、グループインタビューなどを実施し、その養成研修のあり方を研究した結果、3障害にわたる体系的な取り組みの重要性が明らかになった。

研究目的

身体障害、知的障害、精神障害すべての障害を対象とし、リハビリテーションと障害者福祉に関わる専門職及び関連職種の養成研修のあり方を研究し、障害者の自立と社会参加を支援する人材養成・研修のあり方を明らかにする。

研究方法

実態調査、訪問調査、ヒアリング及び関連資料の収集・分析

- (1) 地方自治体に対し、職員の養成・研修実施状況に関するアンケート調査の実施
- (2) 各種職能団体及び各種養成研修機関からの関係資料の収集及びヒアリング
- (3) 各種施設における職員の配置状況、研修実施の状況に関する調査
- (4) 障害者の自立と社会参加を支援する専門職員及びサービス利用者である障害者へのグループインタビューの実施

研究結果

- (1) 都道府県・指定都市を対象とし、障害保健福祉担当課長宛、「障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の養成・研修の実施状況に関する調査」を実施した。身体障害、知的障害、精神障害等すべての障害者を対象とする各種施設、地域事業、相談事業に携わる51職種につき、地方自治体が直接実施しているもの、民間団体に委託実施しているもの、民間団体等が独自に実施している養成研修等の状況を把握した。

回答は47都道府県及び12指定都市から得られた。各自治体における養成・研修実施状況はまちまちであり、各自治体が実施した職種数は5職種から31職種と幅があり、全自治体による実施率が80%以上の職種は、身障相談員、知的障害者相談員、要約筆記者であり、実施率が10%未満の職種は、歩行・訓練指導員、職能判定員、地域生活支援ワーカー、コーディネーター等、専門性が高い職種か、近年スタートした事業に従事する職名が多かった。

(2) 各種職能団体・養成研修施設における養成研修の実施状況と課題を把握するために、主要9機関からヒアリングと討議を実施した。

長い歴史のある機関、近年専門職団体として組織された団体等それぞれに特徴があった。歴史の長い機関においては、近年のニーズに対応するために養成研修の実施方法、カリキュラムの見直し等が必要とされており、比較的新しい機関や団体においては、生涯研修体制などの取り組みが開始されようとする段階であった。

(3) 各種施設における職員の配置状況、研修の実施状況については、施設の種類、対象障害、地域によって差異があった。

先駆的な取り組みをしている施設において聞き取り調査を実施した結果では、職員研修の重要性が認識され、施設単位の研修、国、都道府県等による研修への参加、職能団体等による外部研修の活用などが行われていた。

(4) 障害者の自立と社会参加を支援する専門職員へのグループインタビューと、サービス利用者である障害者へのグループインタビューを実施した。専門職員としては、保健系職員と福祉系職員に対して実施した。

地域における自立生活を支える実践的専門性、専門性の必須要素、専門性の枠組み等を把握することを目的とした。実践的な専門性としては、利用者の意識や態度に変容をもたらすこと、満足感を与えること、共感すること、サービスの質の向上に寄与すること、新たなシステムや制度を開発することなどが求められた。

専門性の必須要素としては、利用者を尊重し、多様なニーズを満たすための幅広い情報の収集、柔軟性、積極性、客観的な判断、継続性、創造性、洞察力、専門知識、情報分析力などの基本的能力の他、基本姿勢として、専門職としての自覚、責任感、向上心、倫理観が求められ、また、マネジメント能力としては、評価能力、統合能力、リーダーシップ、調整力、サービス開発能力などが必要であることが明らかになった。

考察

各種実態調査、訪問調査、関連資料の収集、ヒアリング、グループインタビューなどにより、各種障害者施設や地域事業に従事している専門職及び関連職種の養成研修の実態が明らかになった。

都道府県・指定都市等による障害者関係の職員の養成研修の取り組み状況は区々さまざまであった。また、各種施設については、その種別、障害によっても差があり、職員の質の向上をめざして先駆的な取り組みをしている施設もあった。

しかし、これらの取り組みを体系化し、充実していくためには、職員設置基準の見直し、基本的検討、体制づくりが必要とされる。

結論

障害者保健福祉施策は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を統合的に対応する方向に、また、施設中心から地域生活支援の方向に動いている。

社会福祉基礎構造改革の検討において、従来からの措置制度から利用契約制度への変更が打ち出されるなど、大きな変換期にある。このような動向において、「福祉専門職の教育課程等に関する検討」、「福祉サービスの質の向上に関する検討」、「障害者(児)施

設におけるサービス評価基準の検討」などが、厚生省において取り組まれている。これらの動向も踏まえた上で、さまざまな障害者の自立と社会参加を支援するための優秀な職員を確保するための養成研修のあり方を、今後具体的に研究していかなければならない。

また、障害者の自立と社会参加を支援するために必要な職員の職種、必要数、専門職教育におけるカリキュラムの内容、資格制度、現任訓練、生涯研修体制などを、新たな社会福祉の実施体制との関連において明らかにする必要がある。

さらに、都道府県域、障害保健福祉圏域、市町村域における役割と業務内容を明確化し、それぞれの圏域において必要とされる職種、職員数を明確化し、これらの職員の養成研修は、国、都道府県、市町村、職能団体等、どこが責任を持って実施するのかについても、検討・整理しなければならない。

さらに、施設から地域生活への移行を促進し、社会リハビリテーション（社会生活力を高める支援）を担うリハビリテーションソーシャルワーカーの養成を、社会福祉士、精神保健福祉士の資格制度との関連において検討するとともに、重度・重複障害者の自立と社会参加を地域においてトータルに支援するケアマネジャーの養成が、当面の喫緊の課題であろう。

研究組織

主任研究者	柴田 貞雄	(国立身体障害者リハビリテーションセンター病院)
研究協力者	小林 章	(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院)
分担研究者	松井 亮輔	(北星学園大学)
研究協力者	池田 昴	(前障害者職業総合センター)
	奥野 英子	(筑波大学大学院)
	安梅 勅江	(国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所)
分担研究者	赤塚 光子	(東京都心身障害者福祉センター)
研究協力者	石渡 和実	(東洋英和女学院大学)
	小川 喜道	(神奈川県総合リハビリテーションセンター)
	館 暁夫	(職業能力開発大学校)
	田中恵美子	(日本女子大学大学院)
分担研究者	中野 敏子	(明治学院大学)
研究協力者	玉井 弘之	(日本知的障害者愛護協会)
	小林 繁市	(伊達市地域生活支援センター)
	上田 晴男	(社会福祉法人翔の会)
	成田すみれ	(横浜市総合リハビリテーションセンター)
	和気 康太	(明治学院大学)
分担研究者	石川 到覚	(大正大学)
研究協力者	水野 雅文	(慶応大学)
	坂本智代枝	(やどかり研究所)
	伊東 秀幸	(神奈川県藤沢保健福祉事務所)
	熊沢 利和	(横浜国際福祉専門学校)

第1部

都道府県・指定都市、関係機関・団体での 障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の 養成研修の実施状況

池田 昺 (前障害者職業総合センター)

奥野 英子 (筑波大学大学院)

第1章 都道府県及び指定都市での「障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の養成・研修の実施状況に関する調査」結果

I 背景

障害者の保健福祉における専門職員及び関連職員の養成・研修に関する地方行政組織の実施状況を把握することは、本研究における現状把握の課題としてひとつの大きな関心事である。以下の報告は、厚生省障害保健福祉部が実施した調査結果を同部からの依頼により整理、分析したものである。

II 調査の実施

1 調査の目的

本調査は、障害者プラン及び「今後の障害保健福祉施策の在り方について（中間報告）」において示されている「専門職の養成と生涯研修体制の整備」についての検討の参考にするため、現在都道府県等において行われている養成・研修の内容について資料を収集することを目的として実施された。

2 調査の方法

(1) 調査の対象と実施者

調査は、都道府県及び指定都市を対象として、厚生省障害保健福祉部社会参加推進室が企画し、同室長名で対象自治体の障害保健福祉担当課長宛に依頼した。

(2) 調査の実施時期

平成10年11月

(3) 調査依頼事項

別紙1の様式による調査票を作成し、調査票への記入と平成9年度の使用資料の提供とを依頼した。

調査項目は、調査票記載の51の職種について、

①直接実施している養成・研修事業、

②県社協等に委託して実施している養成・研修事業、

③県社協、施設種別協議会等民間団体が独自に実施している養成・研修事業、

の実施の有無、実施担当組織である。

この場合、①調査の対象となる障害の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害であること、②専門職種が働いている場所は施設、地域事業、相談事業のいずれでもかまわないこと、③民間団体が独自に実施しているものについては分かる範囲でよいこと、という条件で回答してもらった。

なお、今回の調査で取り上げた51職種は、関係法、施設設置運営基準、各種通知等に記載されているものその他、障害者の保健福祉業務に従事する職員として主要なものである。

III 調査結果の概要

1 事業実施状況

回答は 47 都道府県及び 12 指定都市の全て、合計 59 自治体から得られているが、各自治体における養成・研修事業の実施状況は、取り上げている職種も、職種ごとの実施担当組織も非常に多様であった。

(1) 各自治体の事業実施職種数

各自治体が研修を実施した職種数は、最少 5 職種から最多 33 職種の範囲に分散しており、平均実施職種数は 18.1（都道府県：19.1、指定都市：14.1）であった。実施職種数別の自治体数は表 1 のような分布となっていた。

表1 実施職種数別の自治体数

実施職種数	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30 以上	合計	平均
都道府県	5	7	12	12	7	4	47	19.1
指定都市	3	2	6	1			12	14.0
合計	8	9	18	13	7	4	59	18.1

(2) 実施担当組織の分担

事業の実施担当組織の分担は職種ごとにさまざまであるが、分担のし方は①自治体の直接実施のみ、②民間団体の実施のみ、③委託で実施のみ、④直接実施と民間実施の両方、⑤直接実施と委託で実施の両方、⑥直接実施と民間団体の実施の両方、⑦直接、民間、委託のいずれでも実施、の 7 タイプとなる。職種ごとに、タイプを問わずの実施数とタイプ別の実施数、及び全回答自治体数 (59) に対する比率 (実施率%) とを整理すると表 2 (別紙) のとおりとなった。

すべてのタイプでの分担がされているが、委託実施のタイプが最も頻度が高く、次いで直接実施のタイプがほぼ同頻度で、両タイプで約 70 % を占めていた。

(3) 職種ごとの実施率

職種ごとに、タイプを問わずの実施率によって 10 % 区分で整理すると、表 3 のように 9 群となった (いずれも率の高い順に職種を列挙し () 内に実施率を記入)。

表3 職種ごとの実施率

群	実施率	職種数	職種名
①	80 % 以上	3	身体障害者相談員 (93.2)、知的障害者相談員 (86.4)、要約筆記者 (83.1)
②	70 % ~ 79 %	4	ホームヘルパー (78.0)、保健婦 (74.6)、点訳者 (指導員) (74.6)、手話通訳士 (者) (74.6)、
③	60 % ~ 69 %	3	看護婦 (66.1)、保育士 (保母・保父) (62.7)、ガイドヘルパー (61.0)
④	50 % ~ 59 %	3	作業所職員 (59.3)、生活指導員 (57.6)、栄養士 (52.5)
⑤	40 % ~ 49 %	10	介護福祉士 (49.2)、精神保健福祉相談員 (49.2)、寮母 (47.5)、調理師 (員) (44.1)、児童指導員 (44.1)、精神科ソーシャル

⑥	30%～39	4	ワーカー(44.1)、社会福祉主事(42.4)、作業療法士(40.7)、 ケースワーカー(40.7)、作業指導員(40.7)
⑦	20%～29	5	グループホーム世話人(37.3)、理学療法士(35.6)、 臨床心理士(32.2)、心理判定員(30.5)
⑧	10%～19%	7	社会福祉士(28.8)、ソーシャルワーカー(27.1)、 家庭相談員(25.4)、職業指導員(25.4)、 医療ケースワーカー(20.3)
⑨	10%未満	12	助産婦(18.6)、身体障害者福祉司(18.6)、児童福祉司(18.6)、 児童厚生員(15.3)、通訳・介助者(盲ろう者)(13.6)、 母子指導員(13.6)、知的障害者福祉司(13.6)
			歩行訓練・生活訓練指導員(8.5)、地域生活支援ワーカー (8.5)、コーディネータ(8.5)、言語聴覚士(6.8)、 あん摩マッサージ指圧師(6.8)、児童自立支援専門員(6.8)、 児童生活支援員(6.8)、義肢装具士(5.1)、視能訓練士(3.4)、 職能判定員(3.4)、聴能訓練師(0.0)、地域子育て指導員(0.0)

(4) 実施職種が少ない自治体で扱っていた職種

事業実施の職種数が少なかった自治体ではどのような職種を取り扱っていたかの状況を、表1の10職種未満の8自治体についてみると表4のようになった。この表には、表3で分けられた「群番号」を*欄に示したが、自治体全体としての実施率が高い職種が実施職種数の少ない自治体でもとりあげられている傾向が示されている。

表4 実施職種が少ない自治体で扱っていた職種

自治体	A	B	C	D	E	F	G	H	*
身体障害者相談員	○	○	○	○	○	○	○	○	①
知的障害者相談員	○	○	○	○	○	○	○	○	①
要約筆記者	○	○	○	○	○	○		○	①
ホームヘルパー	○			○		○	○	○	②
点訳者		○	○	○	○			○	②
手話通訳士		○	○		○	○		○	②
保健婦	○		○			○			②
看護婦	○								③
保育士								○	③
ガイドヘルパー	○		○	○				○	③
精神保健福祉相談員			○			○			⑤
精神科ソーシャルワーカー			○				○		⑤
ケースワーカー							○		⑤
グループホーム世話人		○							⑥
助産婦	○								⑧
通訳・介助				○					⑧

* 表3の群番号

2 実施担当組織

事業の実施担当組織名は必ずしも全ての回答は得られていないが、種々の組織・団体名があげられた。自治体が直接実施の場合は、担当組織はア.本庁組織、イ.サービス提供施設、ウ.研修組織の3種に大別された。事業を委託している場合の委託先、及び民間団体が独自に実施している場合の団体も種々のものがあげられていたが、業務委託先となっている団体と独自に実施している団体とは重なっていることが多く、そして、組織はア.県・市単位の社会福祉協議会や関係施設団体、障害者団体等、イ.専門職団体等、ウ.学校や研修施設等に大別された。

全ての回答が得られたわけでないため職種、担当組織別の頻度状況を数量化することはむずかしいが、社会福祉協議会が多職種に関して担当していることが顕著に見られた以外は、種々に分散している傾向が見られた。

類似しているが少しずつ違った名称の組織名が多数見られ、それぞれの職種や地域の事情、背景を反映していると思われる。以下に、類似していると思われる名称を集めて主なものを列挙する。非常に類似の名称で一部分だけの違いがあるものについては、()をつけて表示した。()内は、これが付いているものも付いていないものもあること、または、()の別な表現になっているものもあることを表す。

① 自治体の業務担当組織

ア. 本庁組織

a. 保健・医療を標榜する課

健康増進課、健康対策課、健康政策課、母子保健課、成人保健課、保健衛生課、保健予防課、地域保健課、保健指導課、衛生保健予防課、保健予防課、医療課、医務課、医務保護課、医療整備課、特殊疾病対策課、エイズ対策室

b. 保健福祉を標榜する課

保健福祉課、保健福祉政策課、健康福祉政策課、医務福祉課、医療福祉課、障害保健福祉課、高齢福祉保健課、児童保健福祉課

c. 福祉を標榜する課

社会課、福祉課、社会福祉課、福祉政策課、福祉総務課、総務部調査課、指導課、厚生課、福祉人材課、地域福祉課、地域福祉・援護課、障害福祉課、障害政策課、障害福祉推進課、障害相談課、身体障害者福祉課、障害施設課、精神福祉課、長寿社会課、高齢・障害福祉課、高齢者対策課、児童家庭課、こども家庭課、児童福祉課、児童課、こども課、保育課、育成課、

イ. サービス提供施設

地方福祉事務所、福祉事業団、福祉会館、総合福祉センター、中央福祉相談センター、中央子ども家庭センター、保健所、こころの健康センター、こころの健康増進センター、こころと体の相談センター、精神保健（総合）福祉センター、総合精神福祉センター、総合療育総合センター、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所、障害者更生相談所、心身障害者総合相談所、総合リハビリテーションセンター、身体障害者リハビリテーションセンター、心身障害者リハビリテーションセンター、知的障害者サポートセンター

ウ. 職員養成・研修施設

社会福祉研修所、福祉保険研修センター、社会福祉教育センター、医科大学、総合看護

学院、保育大学校

② 事業委託先及び独自実施の団体・組織

ア. 福祉事業・施設関係団体、障害者団体等

社会福祉協議会（福祉人材研修センター、福祉人材センター）、総合健康推進財団、健康福祉財団、総合保健事業団、社会福祉事業団、地域福祉財団、総合福祉協会、社会福祉事業団、総合リハビリテーション事業団、市民福祉振興協会、総合福祉協会、（知的障害者）愛護協会、知的発達障害者育成会、知的障害者（児）施設連盟、知的障害者福祉施設連絡協議会、知的障害者施設協会、手をつなぐ育成会、知的障害者育成会、身体障害者（福祉）（団体）連合会、身体障害者福祉協会、身体障害者（児）援護施設連絡協議会、視覚障害者（福祉）協会（連合会）、盲人福祉連合会（協会）、盲ろう者友の会、盲ろう者協会、難聴・中途失聴者福祉連合会、中途失聴・難聴者協会、聴力（聴覚）障害者協会、ろうあ団体連合会、ろうあ（福祉）協会、手話サークル連絡協議会、精神障害者社会復帰促進協会、精神保健福祉協会、全国精神障害者家族連合会、精神病院協会、精神障害者福祉会連絡会、医療福祉事業協会、医療社会事業協会、授産事業振興センター、全社協全国就労センター協議会、小規模通所授産施設連絡協議会、福祉作業所連絡協議会、家庭児童相談室連絡協議会、児童館連絡協議会、保育所連合会、児童館連絡協議会、市老人福祉施設連盟、地域婦人連絡協議会、県母子寡婦福祉連合会、在宅サービス協会、在宅福祉サービス公社、国際社会福祉協会、高齢者共同組合、長寿社会文化協会、

イ. 専門職団体等

社会福祉士会、ソーシャルワーカー協会、介護福祉士会、医療社会事業協会、医療福祉研究会、医療事務研究会、社会復帰連絡協議会、日本 PSW 協会県支部、精神医学ソーシャルワーク研究協議会、SST 普及会、（日本）理学療法士協会、（日本）作業療法士協会、（日本）看護協会、日本看護技術協会県支部、日本精神科看護技術協会県支部、（日本）助産婦会、日本栄養士会、全国福祉栄養士協議会、日本義肢装具学会、鍼灸按摩マッサージ指圧協会、聴覚障害乳幼児教育・指導連絡協議会、日本聴能言語士協会県支部、日本心理臨床学会、臨床心理士会、職業リハビリテーション研究会、保母会、保育協議会、保育連合会、児童福祉司会、精神薄弱者相談員協議会（連絡会）、身体障害者相談員協議会、ホームヘルパー協会、ホームヘルパー協議会、コーディネーター連絡会、点訳朗読奉仕の会、

ウ. 専門機関、団体

大学、短大、福祉専門学校、（福祉）リハビリテーション学院、保健医療専門学校、総合医療専門学校、社会福祉研修所（センター）、全国社会福祉協議会中央福祉学院、福祉カレッジ、社会福祉研修所、社会福祉主事資格認定学習会、日本精神技術研修所、職業能力開発センター、女性就業援助センター、介護労働安定センター、国立身体障害者リハビリテーションセンター、社会福祉事業団障害者交流センター、身体障害者厚生センター、障害者社会参加促進センター、身体障害者社会参加推進センター、身体障害者福祉連合会聴覚言語障害者情報文化センター、視聴覚福祉センター、長寿社会開発センター、児童センター、国立公衆衛生院、神経科学総合研究所、結核研究所、エイズ予防財団、日本てんかん協会、社会福祉研究所、県立産業技術学院、日本赤十字社、農業共同組合中央会、全労済県本部、点字図書館、ライトハウス、特別養護老人ホーム、ブルーバードホーム、（福）アソシア、

(3) 平成9年度の資料の収集状況

調査では、調査票への回答以外に平成9年度の実施に関する資料の提供も依頼したが、これに対しては、多くの自治体から年度事業概要、職種別研修会の要領、テキスト等、種々の資料（大量ページのもの、ペーパー式のものを取り混ぜて約150部/通）が提供された。

IV 調査結果の考察とまとめ

本調査は、自治体における専門職員及び関係職員の養成・研修の実施状況を概観する目的で行ったものであるが、この種の調査としては初めてという事情もあって、今回の調査ではあまり詳細な事項までは回答を求めている。そのため細部にわたる分析は困難であるが、種々の概略的な状況が把握できた。

各自治体が養成・研修事業を実施する際の一般的条件としては、

①必要性の判断：マンパワーが量的に不足している、マンパワーの質的向上が必要である、新たに配置する職種が新設された、養成・研修を他機関に任せ放しにできない、等。

②実施可能の条件：事業を企画できる、講師・指導者が得られる、会場が得られる、財源が得られる（国からの予算がつけられている場合を含む）、等。

③過去の実施経験を踏まえた修正：

7;受講者の集まり具合（会場の位置の問題、所属施設の問題、期間の問題等の要因）、
4;効果の把握、あるいは効果の判断基準（資格付与が目的であれば資格取得の有無で把握できるが、水準の向上が目的の場合の効果把握は複雑となる）、等、

といった大別して3種の要因が考慮され、あるいは作用していると考えられる。しかし、前述のように本調査では詳細事項までは把握していないため、これらの事情がどのように作用したのかは不明である。けれども、上記調査結果に見られるように著しい違いが生じている背景には、各自治体でこれらの要因がさまざまに関連し合っていたのであろうと想定される。

さらに、養成と研修とではいろいろと事情が異なると想定されるが、今回の調査ではそこまで踏み込むことはしていない。回答の中に、（養成）と注記してあるものもごく一部が散見されたが、分析対象にできるまでの数もなかったし、背景との関係も不明であるため触れないままにした。

本調査の回答結果から明らかに示された点は次のようなことがらである。

1. 自治体によって、実施対象とした職種数には著しい違いがあった。
2. 職種によって、実施対象とされた度合い（実施率）に著しい違いがあった。
3. 実施数の少ない自治体でとりあげていた職種は、職種全体の中の実施率の高いものである傾向が見られた。
4. 事業実施の担当組織を直接実施、委託実施、民間団体の独自実施という3種の形式で見た場合、担当の仕方は単一ではなく職種によって違いはあるが、3種形式の全組み合わせとなる7タイプの全ての実施担当形式が見られた。しかし、頻度としては、直接実施と委託実施の組み合わせのタイプ、及び直接実施のタイプとの2タイプが高頻度で、両方で全体の70%を占めていた。
5. 実施担当組織の性格もさまざまであることが示された。

調査の結果は、種々の課題を含んだ（あるいは、課題を浮き彫りにしたというべきかもしれないが）ものとなったが、自治体における専門職員・関係職員の養成・研修事業の実施概況に関する一端を明らかにすることはできたといえよう。

V 調査依頼で例示した職種の位置づけ（根拠法等及び業務内容等）

今回の調査に含めた 51 職種についての根拠法等及び業務内容等は、別紙 2 のとおりである。
(池田 勲)

障害者の保健福祉における専門職及び関連職員の養成・研修の実施状況（平成9年度）

職種	養成・研修の実施		実施している場合			養成研修を実施している ①県庁担当課 ②係名 ③電話番号 ④委託団体名 ⑤担当課名 ⑥電話番号 ⑦民間団体名 ⑧担当課名 ⑨電話番号	資料添付	
	有	無	直接実施	委託実施	民間独自		有	無
1 社会福祉士								
2 介護福祉士								
3 理学療法士								
4 作業療法士								
5 保健婦								
6 助産婦								
7 看護婦								
8 義肢装具士								
9 視能訓練士								
10 言語聴覚士								
44 グループホーム世話人								
45 知的障害者福祉司								
46 職業指導員								
47 作業指導員								
48 知的障害者相談員								
49 地域生活支援ワーカー								
50 コーディネータ								
51 精神科ソーシャルワーカー								

注 実際の調査票はこの形式で4頁

表2 平成9年度の保健福祉における専門職及び関連職員の養成・研修の実施状況一覧 (1/4)

	社会 福祉士	介護 福祉士	理学 療法士	作業 療法士	保健婦	助産婦	看護婦	義肢 装具士	視能 訓練士	言語 聴覚士	あん摩マツサ ージ指圧師	
実施有	17 28.8	29 49.2	21 35.6	24 40.7	44 74.6	11 18.6	39 66.1	3 5.1	2 3.4	4 6.8	4 6.8	
実施 担当 組織 タイプ 別 内 訳	①直接	1 1.7	2 3.4	6 10.2	10 16.9	33 55.9	5 8.5	12 20.3	2 3.4	1 1.7	2 3.4	2 3.4
	②委託	6 10.2	7 11.9	4 6.8	4 6.8	0 0.0	2 3.4	8 13.6	1 1.7	0 0.0	1 1.7	0 0.0
	③民間	9 15.3	15 25.4	7 11.9	5 8.5	1 1.7	2 3.4	4 6.8	0 0.0	1 1.7	1 1.7	2 3.4
	④直接・委託	0 0.0	1 1.7	1 1.7	2 3.4	4 6.8	0 0.0	6 10.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑤直接・民間	0 0.0	1 1.7	1 1.7	3 5.1	3 5.1	0 0.0	3 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑥委託・民間	1 1.7	3 5.1	2 3.4	0 0.0	0 0.0	1 1.7	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑦直接・委託・民間	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 5.1	1 1.7	5 8.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
実施無	42 71.2	30 50.8	38 64.4	35 59.3	15 25.4	48 81.4	20 33.9	56 94.9	57 96.6	55 93.2	55 93.2	

注1 上段：実数、下段：実施率（全自治体数に対する比率）

注2 *：タイプ別の比重（全実施件数中に占める％）

表2 平成9年度の保健福祉における専門職及び関連職員の養成・研修の実施状況一覧(2/4)

	ソーシャル ワーカー	ケース ワーカー	医療ケース ワーカー	社会福祉 主事	臨床 心理士	身体障害 者福祉司	職能 判定員	聴能 訓練師	心理 判定員	生活 指導員	寮母	栄養士	調理師 (員)	歩行訓練・生 活訓練指導員	
実施有	16 27.1	24 40.7	12 20.3	25 42.4	19 32.2	11 18.6	2 3.4	0 0.0	18 30.5	34 57.6	28 47.5	31 52.5	26 44.1	5 8.5	
実施担 当組 織 タ イ プ 別 内 訳	①	10 16.9	17 28.8	8 13.6	10 16.9	14 23.7	8 13.6	1 1.7	0 0.0	11 18.6	5 8.5	4 6.8	5 8.5	4 6.8	0 0.0
	②	3 5.1	2 3.4	1 1.7	6 10.2	1 1.7	1 1.7	0 0.0	0 0.0	5 8.5	11 18.6	16 27.1	13 22.0	13 22.0	1 1.7
	③	2 3.4	0 0.0	1 1.7	5 8.5	2 3.4	1 1.7	1 1.7	0 0.0	0 0.0	7 11.9	3 5.1	7 11.9	6 10.2	4 6.8
	④	0 0.0	2 3.4	0 0.0	2 3.4	0 0.0	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 8.5	1 1.7	2 3.4	0 0.0	0 0.0
	⑤	1 1.7	3 5.1	1 1.7	1 1.7	2 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4	1 1.7	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑥	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.8	3 5.1	3 5.1	2 3.4	0 0.0
	⑦	0 0.0	0 0.0	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7	0 0.0	1 1.7	1 1.7	0 0.0
実施無	43 72.9	35 59.3	47 79.7	34 57.6	40 67.8	48 81.4	57 96.6	59 100.0	41 69.5	25 42.4	31 52.5	29 49.2	33 55.9	54 91.5	

表2 平成9年度の保健福祉における専門職及び関連職員の養成・研修の実施状況一覧 (3/4)

	身体障害者相談員	点訳者(指導員)	手話通訳士(者)	要約筆記者	ホームヘルパー	がけヘルパー	通訳・介助(盲ろう者)	精神保健福祉相談員	児童福祉司	児童指導員	保育士(保母・保父)	母子指導員	児童自立支援専門員	児童生活支援員	
実施有	55 93.2	44 74.6	44 74.6	49 83.1	46 78.0	36 61.0	8 13.6	29 49.2	11 18.6	26 44.1	37 62.7	8 13.6	4 6.8	4 6.8	
実施担当組織タイプ別内訳	①	19 32.2	5 8.5	6 10.2	2 3.4	5 8.5	4 6.8	0 0.0	25 42.4	8 13.6	10 16.9	13 22.0	2 3.4	2 3.4	2 3.4
	②	27 45.7	36 61.0	33 55.9	45 76.3	16 27.1	29 49.2	8 13.6	3 5.1	2 3.4	9 15.3	10 16.9	5 8.5	1 1.7	2 3.4
	③	4 6.8	1 1.7	2 3.4	1 1.7	4 6.8	2 3.4	0 0.0	0 0.0	1 1.7	2 3.4	2 3.4	0 0.0	1 1.7	0 0.0
	④	4 6.8	1 1.7	1 1.7	1 1.7	6 10.2	0 0.0	0 0.0	1 1.7	0 0.0	3 5.1	7 11.9	1 1.7	0 0.0	0 0.0
	⑤	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑥	1 1.7	1 1.7	2 3.4	0 0.0	11 18.6	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4	3 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	⑦	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
実施無	4 6.8	15 2.4	15 25.4	10 16.9	13 22.0	23 39.0	51 86.4	30 50.8	48 81.4	33 55.9	22 37.3	51 86.4	55 93.2	55 93.2	

表2 平成9年度の保健福祉における専門職及び関連職員の養成・研修の実施状況一覧 (4/4)

		家庭 相談員	地域子育 指導員	児童 厚生員	作業所 職員	グループホ ム世話人	知的障害 者福祉司	職業 指導員	作業 指導員	知的障害 者相談員	地域生活 支援ワーカー	コメディ ネータ	精神科ソ シアルワーカー	*
実施有		15 25.4	0 0.0	9 15.3	35 59.3	22 37.3	8 13.6	15 25.4	24 40.7	51 86.4	5 8.5	5 8.5	26 44.1	
実施 担当 組織 タイ プ 別 内 訳	①	10 16.9	0 0.0	4 6.8	12 20.3	11 18.6	5 8.5	2 3.4	6 10.2	25 42.4	3 5.1	3 5.1	19 32.2	35.4
	②	4 6.8	0 0.0	3 5.1	9 15.3	4 6.8	1 1.7	5 8.5	7 11.9	21 35.6	1 1.7	0 0.0	1 1.7	36.5
	③	1 1.7	0 0.0	1 1.7	5 8.5	6 10.2	0 0.0	5 8.5	7 11.9	4 6.8	1 1.7	2 3.4	3 5.1	13.3
	④	0 0.0	0 0.0	1 1.7	5 8.5	0 0.0	2 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5.6
	⑤	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 6.8	1 1.7	0 0.0	1 1.7	1 1.7	1 1.7	0 0.0	0 0.0	2 3.4	3.3
	⑥	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 3.4	2 3.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7	4.1
	⑦	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1.7
実施無		44 76.6	59 100.0	50 84.7	24 40.7	37 62.7	51 86.4	44 74.6	35 59.3	8 11.9	54 81.5	54 91.5	33 55.9	

別紙2

調査依頼で例示した職種の位置づけ（根拠法等と業務内容等）

（原則として、資格法、設置法又は設置・配置を規定した法律、行政通知に基づく。「業務内容等」の欄では、文頭に、資格法に基づくものは「(法)」、その他のものは「・」等を表示。）

職種	根拠法等	業務内容等
1. 社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法(S.62)	(法) 専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上理由により、日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。
2. 介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法(S.62)	(法) 専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその介護者に対して介護に関する指導を行う。
3. 理学療法士	理学療法士及び作業療法士法(S.40)	(法) 医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対して、主としてその基本的動作能力の回復をため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を使う）を行う。
4. 作業療法士	理学療法士及び作業療法士法(S.40)	(法) 医師の指示の下に、作業療法（身体又は精神に障害のある者に対して、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業）を行う。
5. 保健婦	保健婦助産婦看護婦法(S.22)	(法) 保健婦の名称を用いて保健指導に従事する。 ・保健所、学校、施設、市町村役場等で、健康診断をしたり、家庭に訪れて健康指導をするなど、人びとの健康生活を保証、増進する仕事に従事する。
6. 助産婦	保健婦助産婦看護婦法(S.22)	(法) 助産又は妊婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする。 ・分娩の介助、妊産婦の世話、新生児の保健指導などを自己判断だけでなく医師の指示も受けて行う。
7. 看護婦	保健婦助産婦看護婦法(S.22)	(法) 傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする。 ・病院、施設等で、病気の治療・回復、健康管理のために医師とともに働く。
8. 義肢装具士	義肢装具士法(S.62)	(法) 医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行う。